

## よく寄せられる質問 (FAQs)

- [1\) プログラムの目的について](#)
- [2\) 応募条件・資格について](#)
- [3\) 応募者・派遣者への支援内容について](#)
- [4\) 応募の方法や選考について](#)
- [5\) 採択後の手続きについて](#)
- [6\) 重複申請・受給について](#)

### 1) プログラムの目的について

**Q1: 公募要領によると、本プログラムは「国連の持続可能な開発目標(SDGs)」達成に資するような未来につながる国際共同研究ネットワークを構築することを目的とする」とありますが、SDGs とは何でしょうか？**

**A.** 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals, **SDGs**) とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず先進国自身が取り組むべきユニバーサル (普遍的) なものです。

(参考) <http://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>

**Q2: 応募プロジェクトは SDGs 達成に直接結びつく研究であることが必須でしょうか？**

**A.** プロジェクトの SDGs 17 ゴールのいずれかとの関連性を説明できれば、直接的に SDGs ゴール達成に結びつくような研究課題でない場合でも応募いただけます。

### 2) 応募条件・資格について

**Q3: 若手研究者 (Early Career Researcher: ECR) は、博士課程学位取得中の学生を含み、博士学位取得後 5 年以内の研究者、とありますが、年齢についての上限はないのでしょうか？**

**A.** 博士課程学位取得中の学生であるか博士学位取得後 5 年以内の研究者である、という ECR の条件を満たしていれば、本プログラムの対象者への年齢制限は設けておりません。なお 5 年の期限には出産・子育て等のライフイベントによる中断期間は含まれません。

**Q4: 若手研究者（ECR）自身が応募することは可能ですか？**

- A. 可能です。公募要領の「2. 応募条件・資格」の②に記載した通り、本プログラムに応募できるのは、京都大学に在籍する資格を有する博士（後期）課程学生もしくは、研究員、助教、講師、准教授、教授の職の者（時間雇用、有期雇用、特定有期雇用を含む）です。
- ただし、派遣の対象者である ECR が博士（後期）課程学生であって自分自身で応募する場合は、指導教員の同意も必要です。あとの **Q14** も参照してください。

**Q5: ECR の条件を満たさない京都大学所属の教員が応募することは可能ですか？**

- A. 可能です。ただし、応募するプロジェクトの計画に従い京都大学からドイツへ派遣される研究者、および／またはドイツの大学・研究機関から京都大学へ派遣される研究者が ECR の条件を満たすことが必須です。あとの **Q13**、**Q14** も参照してください。

**Q6: 京都大学側とドイツ側とで派遣する ECR の人数を揃える必要はありますか？**

- A. 必要ありません。例えば京都大学から 1 名が派遣され、ドイツから 2 名を受入れる、というプロジェクトも応募可能です。

3) 応募者・派遣者への支援内容について

**Q7: 本資金で ECR の条件を満たさない研究者（指導教員など）もしくは学生を派遣することはできますか？**

- A. できません。本事業で提供する資金は ECR によるドイツ滞在のための旅費および学会・シンポジウム参加登録料等としてのみ使用いただけます。

**Q8: 上限 200 万円とは京都大学からの派遣分とドイツからの受入れ分も含めた総額の上限ですか？**

- A. いいえ、京都大学からの派遣分についてのみの上限額です。ドイツからの派遣の資金については DAAD の規定に基づいて DAAD から支給されます。

**Q9: 支給される資金は、1 回だけの渡航で全額を使用しなければなりませんか？**

- A. いいえ。支給が認められた予算の範囲内であれば、1 回の渡航でも複数回に分けて渡航しても構いません。

**Q10: URA はどのような支援を提供していますか？**

A. 採択されたプロジェクトに関わる研究者のキャリアやドイツとの交流・連携の段階に応じて、国際的な共同研究ネットワークの拡充をさまざまな形で支援します。

例えば、ドイツとこれからネットワークを形成しようとする段階の若手研究者には、ドイツの研究機関に関する情報、受入れる研究者開拓や手続き、ドイツ渡航情報などを提供・アドバイスします。また、京都大学欧州拠点（ハイデルベルク）の現地スタッフがドイツの大学との連携・調整をサポートすることもできます。さらに帰国後には、具体的な共同研究の立ち上げや、相互の研究者交流の促進に係る外部資金の情報提供・申請支援、滞在・研究成果の社会への発信等を支援します。

これまでの URA による支援の具体例は、以下のウェブサイトもご参照下さい。

(過去の採択者の報告) <https://www.oc.kyoto-u.ac.jp/exchange/aida/>

4) 応募の方法や選考について

**Q11: 申請書類は京都大学側とドイツ側でそれぞれ独立して作成して提出するのですか？**

A. いいえ。“Project description” (application form) を用いて、双方で協力して同一の申請書を英語で作成して下さい。ただしドイツ側は、“Project description”に加えて、その他の様式書類を DAAD Portal を通じて申請する必要があります。

作成した申請書は、京都大学側は総合研究推進本部【間:AI DA】担当宛にメールで提出していただくとともに、ドイツ側は DAAD ポータルサイト経由で提出してください。もし双方からの同一の申請書の提出が確認できない場合は選考対象から外れます。

**Q12: ドイツ語を用いて応募できますか？**

A. いいえ。京都大学側とドイツ側の研究者が協力し、共通の言語である英語を用いて申請書を作成して双方で提出して下さい。

**Q13: 申請書(Financing Plan)の[General Information]において、[About PI at Kyoto University]内の[Principal investigator]欄には誰を記入するのですか？**

A. 京都大学側の応募者の氏名と所属を記入してください。応募者としては、ドイツ滞在中を実施する ECR と同一でもよいですし別の方（指導教員等）でも構いません。

**Q14: 応募者が大学院生の場合は、指導教員の名前が必要ですか？**

A. 必要です。大学院生である ECR が応募するときは、本学における指導教員の氏名と所属を、申請書 (Financing Plan) の [General Information] のうち [Supervisor at Kyoto University if necessary] の欄へ記入してください。本事業の資金は当該指導教員を通じて支給されます。

**Q15: 京都大学側の応募者が博士課程の学生で、研究業績がありませんが、DAAD ポータルサイトへの必要書類として要求される Research profile の提出が必要でしょうか？**

A. 京都大学側の応募者が博士課程の学生の場合は、指導教員の Research profile を提出してください。様式は、こちらで用意するテンプレートか任意のものを使用してください。

**Q16: 選考はどのように行われますか？**

A. 公募要領に記載の「6. 選考手順・評価基準」に基づいて、本プログラム運営担当者が総合的に採否を判断します。場合によっては運営担当者による応募者との面談を実施することがあります。最終的に DAAD が構成する外部選考委員会の議を経て採択者を決定します。

5) 採択後の手続きについて

**Q17: 本プログラムに採択された応募者・派遣者にはどのような義務が課せられますか？**

A. 諸規定を遵守のうえ申請書に記載された研究計画に沿ってプロジェクトを実施する必要があることはもちろんですが、本プログラム全体の円滑な遂行のため、派遣期間の前後の時期も含めて以下のような活動にもご協力いただきます(募集要項「7. 採択者の義務」

③、④)：

- 京都大学総合研究推進本部の URA からの問い合わせや事前の打ち合わせ等の依頼に応じること
- 帰国後に報告書を提出しウェブ公開に協力すること
- 派遣期間終了後も国際共同研究ネットワークの発展のためのフォローアップに参加すること。

**Q18: 申請書に記載した研究計画の内容に対して変更を加える必要が生じた場合はどうすればよいですか？**

A. 速やかに総合研究推進本部の本【間: AI DA】プログラム担当者までご連絡下さい。成果を得るために真に必要であれば計画変更が認められます。ただし支給される資金は計画した年度内に執行する必要がありますのでご注意ください。

**Q19: ドイツ滞在期間中に、ドイツ以外の欧州の国(第三国)への渡航・滞在は可能ですか？**

A. 可能です。ただし、ネットワーク構築を望むドイツ側研究者と欧州の第三国において交流を深めることが必要な場合や、採択されたプロジェクトの研究に有益と考えられる場合に限られます。判断に迷われる場合には、渡航前に【間: AI DA】担当者までご相談ください。

例) 第三国で開催される国際会議や研究集会等に、交流を深めたいドイツ側研究者が出席する予定があり、採択者も一緒に参加し研究発表・意見交換を行う。

**Q20: 希望する期間ドイツに滞在するためには本事業で支給される金額は不足しています。本事業の資金を他の研究資金と合算することでより長い期間滞在することは可能ですか？**

A. 本事業で提供する資金をご自身もしくは所属研究室の他の研究資金と合算して使用することは差し支えありません。ただし本事業に加えて他の研究資金の執行ルールにも従う必要がありますので、具体的な手続きについて所属部局の経理事務担当者へご確認ください。

## 6) 重複申請・受給について

**Q21: JSPS 二国間共同研究・セミナーや DAAD 奨学金など DAAD が提供する他の日独交流事業へ同時に申請することは可能ですか？**

A. 同時に申請することは禁止しております。

**Q22: ドイツ側の共同申請者が DAAD-Kyoto University Partnership ではなく、DAAD-JSPS の二国間事業へ誤って申請してしまい、ミスマッチが生じた場合にでも、DAAD-Kyoto University Partnership の審査対象となりますか？**

A. 審査対象とはなりません。京大、ドイツ側の双方で応募を希望するプログラムのミスマッチが起こらないようご注意ください。

**Q23: JSPS 二国間共同研究・セミナーや DAAD 奨学金などの採択者が同時に本プログラムの資金を受給することは可能ですか？**

A. 同時に受給することはできません。DAAD 事業からのファンド受給対象者は DAAD 側のルールに従った受給制限が課せられます。

(問合せ先) 京都大学総合研修推進本部【間:AI DA】担当 <[aida@kura.kyoto-u.ac.jp](mailto:aida@kura.kyoto-u.ac.jp)>